

鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要綱を次のように定める。

令和5年5月15日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第78号

鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和5年4月10日付けこ支家第13号こども家庭庁支援局長通知別紙）に基づき食費等の物価高騰等に直面する低所得のひとり親世帯に支給する鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（給付金の支給等）

第2条 市長は、支給対象者（別表に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）に対し、給付金を支給するものとする。ただし、鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給要綱（令和5年鴨川市告示第79号）に基づいて支給されるひとり親世帯以外給付金（以下「ひとり親世帯以外給付金」という。）の支給を受けた者及び他の地方公共団体から給付金又はひとり親世帯以外給付金の全部又は一部に相当するものの支給を受けた者に対しては、当該支給を受けたものに相当する給付金を支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する給付金の額は、監護等児童（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第4条に規定する要件に該当する児童をいう。以下同じ。）1人につき5万円とする。

3 支給対象者1人当たりの給付金の支給は、1回を限度とする。

（児童扶養手当受給者に係る給付金の支給の申込み、支給等）

第3条 市長は、令和5年3月分の法による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）に対し、給付金の支給の申込みを行うものとする。

2 児童扶養手当受給者は、給付金の支給を拒否する場合は、市長が別に定める日までに、鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書（別記第1号様式）により市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出のない児童扶養手当受給者について、給付金の支給を決定し、当該者に給付金を支給するものとする。

4 児童扶養手当受給者に係る給付金の支給は、当該者の令和5年3月分の児童扶養手当の振込みに係る口座に振り込む方法により行うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、同項に規定する方法によることにより給付金の支給に支障が生じるおそれがあると市長が認める児童扶養手当受給者に係る給付金の支給は、当該者が指定する当該者の口座に振り込む方法により行うものとする。この場合において、

当該者は、市長が別に定める日までに、鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（別記第2号様式）により市長に届け出なければならない。

- 6 前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する方法によることにより給付金の支給に支障が生じるおそれがあると市長が認める児童扶養手当受給者に係る給付金の支給は、現金を交付することにより支給する方法により行うものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

（公的年金給付等受給者及び家計急変者に係る給付金の申請、支給等）

第4条 公的年金給付等を受けることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（以下「公的年金給付等受給者」という。）又は別表第4項に掲げる者に該当する者（以下「家計急変者」という。）は、給付金の支給を受けようとするときは、令和6年2月29日までに、それぞれ鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（公的年金給付等受給者用）（別記第3号様式）又は鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（家計急変者用）（別記第4号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請のあった公的年金給付等受給者又は家計急変者について、申請の内容を確認の上、給付金の支給を決定し、当該者に給付金を支給するものとする。
- 3 公的年金給付等受給者及び家計急変者に係る給付金の支給は、第1項の申請書に記載された当該者の口座に振り込む方法により行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する方法によることにより給付金の支給に支障が生じるおそれがあると市長が認める公的年金給付等受給者又は家計急変者に係る給付金の支給は、現金を交付することにより支給する方法により行うものとする。
- 5 市長は、第2項の規定により申請の内容を確認するために必要があると認めるときは、公的年金給付等受給者又は家計急変者に次に掲げる書面のうち、必要と認めるものを提出させ、当該者が支給対象者であることの確認を行うものとする。

（1） 戸籍謄本

（2） 簡易な収入額の申立書（公的年金給付等受給者用・申請者本人用）（別記第5号様式）

（3） 簡易な収入額の申立書（公的年金給付等受給者用・扶養義務者用）（別記第6号様式）

（4） 簡易な所得額の申立書（公的年金給付等受給者用）（別記第7号様式）

（5） 簡易な収入見込額の申立書（家計急変者用・申請者本人用）（別記第8号様式）

（6） 簡易な収入見込額の申立書（家計急変者用・扶養義務者用）（別記第9号様式）

（7） 簡易な所得見込額の申立書（家計急変者用）（別記第10号様式）

（給付金に係る周知）

第5条 市長は、給付金に係る支給対象者、監護等児童の要件、支給に係る手続その他必要と認める事項について、広報紙への掲載その他の方法により市民に周知させるものとする。

(支給が行えない場合の取扱い)

第6条 市長は、児童扶養手当受給者に係る給付金の支給が第3条第4項から第6項までに規定する方法により行えない場合又は公的年金給付等受給者若しくは家計急変者に係る給付金の支給が第4条第3項若しくは第4項に規定する方法により行えない場合は、当該者に対し、当該給付金に係る申請書又は届出書の補正を求めるものとする。

2 前項の場合において、市長が補正を求めてもなお、当該給付金に係る申請書又は届出書の補正が行われない場合その他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに給付金の支給が行えないときは、当該者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(給付金の返還)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給した給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡の禁止等)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表(第2条、第4条関係)

支給対象者

1 児童扶養手当受給者

2 令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者(以下「法第13条の2支給停止者」という。)であって、令和3年の収入額が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額であるもの

(1) 当該者(法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「令」という。)に規定する児童の養育者を除く。) 法第9条第1項に規定する児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満の額(当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあってはその受給額を含む額、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けた場合又は当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けた場合にあっては令第2条の4第6項に規定するところに

より当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして計算した額)

- (2) 当該者（前号に規定する養育者に限る。） 法第9条の2に規定する児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満の額（当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む額）
 - (3) 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合の当該者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）で当該者と生計を同じくするもの若しくは当該者が養育者である場合の当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者 法第10条又は第11条に規定する児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満の額（これらの者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む額）
- 3 受給資格者のうち、法第6条の規定に基づく市長の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととされる者であって、令和3年の収入額が前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額であるもの
- 4 申請時において、令和5年3月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前項に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、食費等の物価高騰を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額が第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額であるものその他前3項に掲げる者と同様の事情にあると認められる者
- 備考 第1項から第4項までに掲げる者が次に掲げる事由に該当する場合は、当該者に係る監護等児童であった者を支給対象者とする。ただし、当該者に対して給付金が支給されている場合は、この限りでない。
- 1 児童扶養手当受給者又は公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）が令和5年3月1日以後に死亡した場合（当該者が当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）
 - 2 公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）が令和5年3月28日以後に死亡した場合（当該者が当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）
 - 3 家計急変者が給付金の支給の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合

別 記

第1号様式（第3条関係）

鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書

（宛て）

鴨川市長

- 1 私は、「鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2 本届出により、「鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____ 印

※署名又は記名押印

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 支給口座登録等の届出書

(宛て)
鴨川市長

年 月 日

1. 届出者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
㊞		年 月 日	電話 ()
*記名押印に代えて署名することができます。			証書番号
※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。			

2. 受取方法（児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。）

☐ ア 指定の金融機関口座（1. の届出者の口座とします。）への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください）。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義（フリガナのみ）
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

☐ イ 窓口での現金支給を希望
※金融機関の口座が開設できない方等、どうしても口座による受け取りができない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】（チェック欄（□）に『レ』を記入してください。）

市長が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月31日までに、市長が振込
□ みを完了できないときは、鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）が支給されないこと
に同意します。

提出書類

☐ 『鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書』（本書）
※必要事項をご記入ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し』（※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。）
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し。

☐ 『届出者本人確認書類の写し』
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し。

- 6 -

鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

(ひとり親世帯分) 申請書 (請求書)

(公的年金給付等受給者用)

(宛て)
鴨川市長

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日

年

月

日

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
④			
		年 月 日	電話 ()
公的年金受給状況		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
☐ 受けることができる(種類:)			☐ 受けることができる(種類:)
☐ 支給停止 (種類:)			☐ 支給停止 (種類:)
☐ 受けることができない			☐ 受けることができない

*自署（本人が手書きで記入）した場合は、押印は必要ありません。

※「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

令和5年2月28日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記入してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所（別居の場合のみ記入）
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※18歳到達後最初の3月31日が令和6年3月31日以降である児童又は令和5年3月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ、20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は、記入してください。

配偶者／扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有 ・ 無
扶養義務者		有 ・ 無
扶養義務者		有 ・ 無

※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている（申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している）申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は、「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
※申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。（例）対象児童数3人の場合 50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 児童扶養手当の支給要件（令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄（□）に『レ』を入れてください。）
※既に、児童扶養手当の受給資格について市の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
☐	父母が婚姻（法律婚）を解消した児童
☐	父母が婚姻（事実婚）を解消した児童
☐	父又は母が死亡した児童
☐	父又は母が障害の状態にある児童
☐	父又は母の生死が明らかでない児童
☐	父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
☐	父又は母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
☐	父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
☐	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父又は母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
※「遺棄」とは、父又は母が児童と同居しないで監護義務を全く放棄している場合をいいます。

6. 受取方法（希望する受取方法のチェック欄（□）に『レ』を入れて、必要事項を記入してください。）

☐ ア 指定の金融機関口座（1. の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください）。

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)						口座名義（フリガナのみ）	
											※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。	
金融機関コード				1普通 2当座								

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

☐ イ 窓口での現金支給を希望
※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】（各項目のチェック欄（□）に『レ』を記入してください。）

☐ 鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。

☐ 鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給要綱（令和5年鴨川市告示第79号）に基づいて支給されるひとり親世帯以外給付金及び他の地方公共団体から支給されるこれに相当する給付金を受給していません（受給していた場合には、給付金を返金します。）。

☐ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料を他の行政機関等に求め、又は提供することに同意します。

☐ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

☐ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

☐ 市長が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月31日までに、市長が支給を完了できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

☐ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合又は給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

☐ 既に他の地方公共団体で給付金に相当するものを受給していた場合には、給付金を返還します。

提出書類

- ☐ 『鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（公的年金給付等受給者用）』（本書）※必要事項を記入してください。
- ☐ 『申請者・請求者本人確認書類の写し』
※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し』（※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。）
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し。
- ☐ 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
※戸籍謄本又は抄本（既に、児童扶養手当の受給資格について市の認定を受けている場合は不要です。）。「2. 監護等児童」で「障害有」の場合又は「5. 児童扶養手当の支給要件」において「父又は母が障害の状態にある児童」に該当する場合、障害の状態を確認するための書類。
- ☐ 別記第5号様式、別記第6号様式、別記第7号様式のうち市長が必要があると認める書類
※申立てを行う収入（所得）に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類。

鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
 （ひとり親世帯分）申請書（請求書）

（家計急変者用）

（宛て）
 鴨川市長

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
		年 月 日	電話 ()
印			
公的年金受給状況		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
☐ 受けることができる(種類:)			☐ 受けることができる(種類:)
☐ 支給停止 (種類:)			☐ 支給停止 (種類:)
☐ 受けることができない			☐ 受けることができない

*自署（本人が手書きで記入）した場合は、押印は必要ありません。

※「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
 ※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記入してください。

No.	(フリガナ)	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所（別居の場合のみ記入）
	氏名						
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。
 ※18歳到達後最初の3月31日が令和6年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
 ※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ、20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は、記入してください。

配偶者／扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有 ・ 無
扶養義務者		有 ・ 無
扶養義務者		有 ・ 無

※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている（申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している）申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は、「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
 ※申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。（例）対象児童数3人の場合 ： 50,000円 × 3人 ＝ 150,000円

5. 児童扶養手当の支給要件（申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄（□）に『レ』を入れてください。）※既に、児童扶養手当の受給資格について市の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
☐	父母が婚姻（法律婚）を解消した児童
☐	父母が婚姻（事実婚）を解消した児童
☐	父又は母が死亡した児童
☐	父又は母が障害の状態にある児童
☐	父又は母の生死が明らかでない児童
☐	父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
☐	父又は母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
☐	父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
☐	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父又は母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
※「遺棄」とは、父又は母が児童と同居しないで監護義務を全く放棄している場合をいいます。

6. 受取方法（希望する受取方法のチェック欄（□）に『レ』を入れて、必要事項を記入してください。）

☐ ア 指定の金融機関口座（1. の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください）。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)						口座名義（フリガナのみ）	
											※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。	
金融機関コード	1. 銀行	5. 農協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座								
	2. 金庫	6. 漁協										
	3. 信組	7. 信漁連										
	4. 信連		支店コード									

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

☐ イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方が対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】（各項目のチェック欄（□）に『レ』を記入してください。）

☐ 鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。

☐ 鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給要綱（令和5年鴨川市告示第79号）に基づいて支給されるひとり親世帯以外給付金及び他の地方公共団体から支給されるこれに相当する給付金を受給していません（受給していた場合には、給付金を返金します。）。

☐ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料を他の行政機関等に求める、又は提供することに同意します。

☐ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

☐ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

☐ 市長が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月31日までに、市長が支給を完了できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

☐ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合又は給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

☐ 既に他の地方公共団体で給付金に相当するものを受給していた場合には、給付金を返還します。

提出書類

- ☐ 『鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（家計急変者用）』（本書）※必要事項を記入してください。
- ☐ 『申請者・請求者本人確認書類の写し』
※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し』（※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。）
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し。
- ☐ 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
※戸籍謄本又は抄本（既に、児童扶養手当の受給資格について市の認定を受けている場合は不要です。）。「2. 監護等児童」で「障害有」の場合又は「5. 児童扶養手当の支給要件」において「父又は母が障害の状態にある児童」に該当する場合、障害の状態を確認するための書類。
- ☐ 別記第8号様式、別記第9号様式、別記第10号様式のうち市長が必要があると認める書類
※申立てを行う収入（所得）に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類。

簡易な収入額の申立書（公的年金給付等受給者用・申請者本人用）

- 「鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）」と一緒にご提出ください。
- 申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入額の申立書（公的年金給付等受給者用・扶養義務者用）」も併せてご提出ください。
- ③の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①申請者の前々年（令和 3 年 1 月～令和 3 年12月）の年間収入の内訳を記入してください。													
※年間の額をご記入ください。													
	金額									注意事項			
養育費【A】										円	※養育費の支給を受けている場合に記入してください。		
給与収入【B】										円	※給与収入がある場合に記入してください。 ※課税証明書などの収入額が分かる書類をご提出ください。		
事業収入又は不動産収入【C】										円	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。		
年金相当収入【D】 （【a】－【b】）										円	※「年金収入【a】－児童扶養手当相当額【b】」で計算した額を記入してください。		
	年金収入【a】									円			※公的年金収入がある場合記入してください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
		児童扶養手当相当額【b】											

※上記以外の収入については記入不要です。

※児童扶養手当相当額早見表（年額）

令和 3 年12月31日時点での児童数	支給額（年額）	※参考（月額）
児童0人	0円	0円
児童1人	121, 920円	10, 160円
児童2人	183, 000円	15, 250円
児童3人	219, 600円	18, 300円
児童4人	256, 200円	21, 350円

※ 5 人以上いる場合は、1 人増えるごとに36,600円（年額）を加算してください。

②前々年（令和 3 年1月～令和 3 年12月）の年間収入の合計額を記入してください。												
年間収入額 （【A】＋【B】＋【C】＋【D】）										円	※①【A】～【D】の収入額の合計額を記入してください。	

③要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。

属性	☐ 父母	☐ 父母以外の養育者
	↓	↓ 以下のいずれかに該当する児童の養育者ですか。 ・父が死亡又は生死不明かつ母がない児童 ・母が死亡又は生死不明かつ父がない児童 ・母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの ・父がなく、かつ母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童 YES ↓
	NO ↘	
	収入基準A	収入基準B

(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族（児童含む）又は養っている親族以外の児童（令和3年12月31時点で扶養を行っている者）の氏名を記入してください。【☆】

収入基準Aの方				収入基準Bの方		
	フリガナ 氏名	該当する場合は◎又は○			フリガナ 氏名	該当する場合は○
		16歳以上23歳未満の親族 (◎)	70歳以上の親族、配偶者 (○)			70歳以上（配偶者以外） の親族
1				1		
2				2		
3				3		
4				4		
5				5		

(3) (2)で記入していただいた方の人数にチェックをしてください。

(2)の人数にチェックしてください。		基準額
レ	人数	
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
	2人	4,125,000円
	3人	4,600,000円
	4人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額を記入してください。

(4) 要件に該当するかの計算を行ってください。

i	(3)で選択した基準額	円
ii	(2)の◎の数×150,000円	円
iii	(2)の○の数×100,000円	円
収入基準額 (i+ii+iii)		円
		V
年間収入額 (表面の②)		円

→【要件】②の年間収入額が収入基準額を下回っていること。

i	(3)で選択した基準額	円
ii	(2)の○の数×60,000円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	円
収入基準額 (i+ii)		円
		V
年間収入額 (表面の②)		円

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額の申立書」（別記第7号様式）の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『レ』を入れていただき、氏名を記入してください。）

☐ 【要件】に該当しています。	☐ 収入額が分かる書類（課税証明書、年金額改定通知書等）を提出しています。
☐ 本申立の内容に相違ありません。	
年 月 日	申請者氏名 印※

※申請者が自署（本人が手書きで記入）した場合は、押印は必要ありません。

簡易な収入額の申立書（公的年金給付等受給者用・扶養義務者用）

○「鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）」、「簡易な収入額の申立書（公的年金給付等受給者用・申請者本人用）」と一緒にご提出ください。
○申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、本申立書をご提出ください。
○⑤の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①令和 5 年 2 月 28 日時点で申請者と生計を同じくしていた方の属性をチェック欄（□）に『レ』の上、名前を記入してください。

☐ 父母	☐ 祖父母	☐ 子	☐ 孫	☐ 曾祖父母	☐ 曾孫	☐ 兄弟姉妹	☐ 配偶者
氏名							

②①で選択した方の前々年（令和 3 年 1 月～令和 3 年 12 月）の年間収入の内訳を記入してください。									
※年間の額をご記入ください。									
	金額								注意事項
給与収入【A】								円	※給与収入がある場合に記入してください。 ※課税証明書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【B】								円	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入【C】								円	※公的年金収入がある場合に記入してください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。

※上記以外の収入については記入不要です。

③前々年（令和 3 年 1 月～令和 3 年 12 月）の年間収入の合計額を記入してください。									
年間収入額 （【A】＋【B】＋【C】）								円	※②【A】～【C】の収入額の合計額を記入してください。

④①の方が生計を同じくし養っている親族(令和 3 年 12 月 31 日時点で扶養を行っている者)の氏名を記入してください。【☆】

	フリガナ	該当する場合は○ 70歳以上（配偶者以外）の親族
	氏名	
1		
2		
3		

	フリガナ	該当する場合は○ 70歳以上（配偶者以外）の親族
	氏名	
4		
5		
6		

⑤④で記入していただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算を行ってください。

④の人数にチェックしてください。		基準額
レ	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

【要件チェック】	
i 左側で選択した基準額	円
ii ④の○の数×60,000円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	円
収入基準額 (i+ii)	円
	V
年間収入額 (③)	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額を記入してください。
→【要件】③の年間収入額が収入基準額を下回っていること。
※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額の申立書」(別記第7号様式)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『レ』を入れていただき、氏名を記入してください。)

☐ 【要件】に該当します。	
☐ 収入額分かる書類(課税証明書、年金額改定通知書等)を提出しています。	
☐ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報、税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料を他の行政機関等に求め、又は提供することに同意します。	
☐ 本申立の内容に相違ありません。	
年 月 日	
申請者氏名	印 (※)
扶養義務者氏名	印 (※)

※自署(本人が手書きで記入)した場合は、押印は必要ありません。

簡易な所得額の申立書（公的年金給付等受給者用）

○「簡易な収入額の申立書（公的年金給付等受給者用・申請者本人用）」の【要件】又は「簡易な収入額の申立書（公的年金給付等受給者用・扶養義務者用）」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申立たい方の氏名を記入の上、その方の申請者からみた属性をチェック欄（□）に『レ』を入れてください。

氏名		属性	☐ 本人	☐ 父母	☐ 祖父母	☐ 子	☐ 孫	☐ 曾祖父母	☐ 曾孫	☐ 兄弟姉妹	☐ 配偶者
----	--	----	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	----------------------------	----------------------------	-------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

以下、上記の氏名の方についての必要な情報を記入してください。

A 「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」の②又は「簡易な収入額の申立書（扶養義務者用）」の③の金額を記入してください。

年間収入額										円	
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

控除等



B Aの年間収入額のうち、養育費に係る控除の額（前々年分）

養育費を記入した方										円	※養育費の20%の金額を記入してください。 ※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入してください。
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---

C Aの年間収入額のうち、給与収入に係る給与所得控除の額（前々年分）

給与収入を記入した方										円	※前々年（令和3年1月～令和3年12月）の控除額を記入してください。
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	------------------------------------

D Aの年間収入額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の額（前々年分）

事業収入又は不動産収入を記入した方										円	※前々年（令和3年1月～令和3年12月）の経費を記入してください。 ※帳簿等の上記の経費が分かる書類をご提出ください。
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

E Aの年間収入額のうち、公的年金等収入に公的年金等控除の額（前々年分）

年金収入を記入した方										円	※下記の表より控除額を確認し、記入してください。
公的年金等控除	65歳未満	①Aの額のうち年金収入（課税年金収入と非課税年金収入の合計）分が130万円以下の方	→ 70万円								
		②	130万円超410万円以下の方 → 公的年金等収入分×25%+37.5万円								
		③	410万円超770万円以下の方 → 公的年金等収入分×15%+78.5万円								
	65歳以上	①Aの額のうち年金収入（課税年金収入と非課税年金収入の合計）分が330万円以下の方	→ 120万円								
		②	330万円超410万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円								
		③	410万円超770万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円								

F その他の控除

控除名	a									円	e							円
()	b									円	f							円
()	c									円	g							円
()	d									円	h							円
その他控除額合計 (a+b+c+d+e+f+g+h)										円								

※令和3年の課税証明書に記載のある、以下の控除の金額を記入してください。

- ・雑損控除【記載額】
- ・医療費控除【記載額】
- ・小規模企業共済等掛金控除【記載額】
- ・障害者控除【27万円】
- ・特別障害者控除【40万円】
- ・寡婦控除（児童の母の場合を除く）【27万円】
- ・ひとり親控除（児童の父母の場合を除く）【35万円】
- ・勤労学生控除【27万円】

その他、肉用牛の売却による事業所得がある場合や、純損失の繰越控除などがある場合にも記入いただけます。

なお、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除については記入できません。

※控除が4つ以上ある場合は、一つの控除名の欄に、二つの項番又は控除名を記入してください。

G 社会保険料相当額

				8	0	0	0	0	円	※一律に8万円の控除となるため、記入不要です。
--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	-------------------------



H 各控除等の控除後の所得額

A - (B + C + D + E + F + G)											
年間所得額										円	

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

☐ 「簡易な収入額の申立書」 （申請者本人用）
収入基準Aの方

☐ その他の方

(2) 「簡易な収入額の申立書」 （申請者本人用又は扶養義務者用） 【☆】 と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
レ	人数	
	0人	1,920,000円
	1人	2,300,000円
	2人	2,680,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,440,000円
	5人	3,820,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額を記入してください。

チェックしてください。		基準額
レ	人数	
	0人	2,360,000円
	1人	2,740,000円
	2人	3,120,000円
	3人	3,500,000円
	4人	3,880,000円
	5人	4,260,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額を記入してください。

(3) 「簡易な収入額の申立書」 （申請者本人用又は扶養義務者用） 【☆】 を用いて計算を行ってください。

I(2)で選択した基準額 _____ 円

ii☆の◎の数×150,000円 _____ 円

iii☆の○の数×100,000円 _____ 円

所得基準額 (i+ii+iii) _____ 円
V

年間所得額 (表面のH) _____ 円

I(2)で選択した基準額 _____ 円

ii☆の○の数×60,000円 _____ 円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)

所得基準額 (i+ii) _____ 円
V

年間所得額 (表面のH) _____ 円

→ 【所得要件】 Hの年間所得額が所得基準額より低いこと

【確認事項】 （各項目のチェック欄（□）に『レ』を入れていただき、氏名を記入してください。）

☐ 【所得要件】 に該当します。 ☐ 控除額が分かる書類（帳簿等）を提出しています。
(前ページのD欄を記入した場合のみ)

☐ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報、税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料を他の行政機関等に求め、又は提供することに同意します。

☐ 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名 _____ ㊟ (※)

扶養義務者氏名 _____ ㊟ (※)

※自署（本人が手書きで記入）した場合は、押印は必要ありません。

簡易な収入見込額の申立書（家計急変者用・申請者本人用）

- 「鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）」と一緒に
ご提出ください。
- 【要件 1】及び【要件 2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。
- ※申請者と生計を同じくする扶養義務者などがある場合は、その方の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①下記チェック欄（□）に『レ』を記入してください。

☐ 食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者または申請者と生計を同じくする以下の方が食費等の物価高騰の影響で、家計が急変した場合にチェックしてください。

- ・ 申請者の配偶者
- ・ 申請者の父母、祖父母、子、孫などの直系血族又は兄弟姉妹

（※）申請者本人が児童の父又は母の場合は、これらの方が申請者と同居していることが原則となります。

※上記の申請者と生計を同じくする方がいる場合には、「簡易な収入見込額の申立書（家計急変者用・扶養義務者用）」も併せてご提出ください。

②申請者の令和 5 年 1 月以降の任意の月の収入（1 か月）の内訳及びその合計額を記入してください。											
令和 年 月										注意事項	
収入内訳	養育費【A】									円	※養育費の支給を受けている場合に記入してください。
	給与収入【B】									円	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【C】									円	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金相当収入【D】 （【a】－【b】）									円	※年金収入【a】－児童扶養手当相当額【b】で計算した額を記入してください。
	年金収入【a】									円	※公的年金収入がある場合に記入してください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
	児童扶養手当相当額【b】									円	※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額を記入してください。
収入合計額 （【A】＋【B】＋【C】＋【D】）										円	※【A】～【D】の収入額の合計額を記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

※児童扶養手当相当額早見表（月額）

申請日時点での児童数	支給額（月額）
児童0人	0円
児童1人	10,160円
児童2人	15,250円
児童3人	18,300円
児童4人	21,350円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに3,050円(月額)を加算してください。

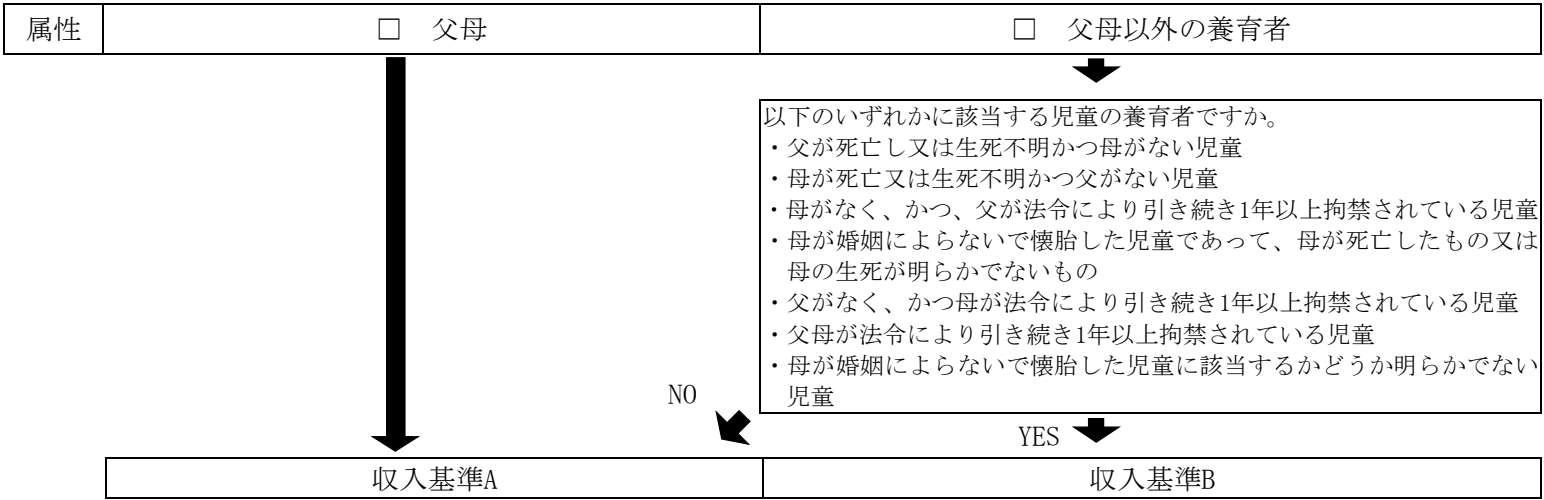
×12

③の収入合計額を12倍した金額を記入してください。

年間収入見込額									円	
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

④要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。



(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族又は養っている親族以外の児童の氏名を記入してください。【☆】

収入基準Aの方				収入基準Bの方		
	フリガナ 氏名	該当する場合は◎又は○			フリガナ 氏名	該当する場合は○
		16歳以上23歳 未満の親族 (◎)	70歳以上の 親族、配偶者 (○)			70歳以上（配偶者以外） の親族
1				1		
2				2		
3				3		
4				4		
5				5		

(3) (2)でご記入いただいた方の人数にチェックをしてください。

(2)の人数にチェックしてください。		収入基準額
レ	人数	
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
	2人	4,125,000円
	3人	4,600,000円
	4人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

(2)の人数にチェックしてください。		収入基準額
レ	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※ 6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額を記入してください。

(4) 要件に該当するかの計算を行ってください。

i	(3)で選択した基準額	円	i	(3)で選択した基準額	円
ii	(2)の◎の数×150,000円	円	ii	(2)の○の数×60,000円	円
iii	(2)の○の数×100,000円	円		(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
	収入基準額 (i+ii+iii)	円		収入基準額 (i+ii)	円
		V			V
	年間収入見込額 (表面の③)	円		年間収入見込額 (表面の③)	円

→【要件2】③の年間収入見込額が収入基準額より低いこと。
※【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」(別記第10号様式)の要件を満たすことにより支給の対象とします。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『レ』を入れていただき、氏名を記入してください。)

☐ 【要件】に該当します。

☐ 収入額が分かる書類(給与明細書、年金額改定通知書等)を提出しています。

☐ 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。

☐ 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

④※

※申請者が自署(本人が手書きで記入)した場合は、押印は必要ありません。

簡易な収入見込額の申立書（家計急変者用・扶養義務者用）

○「鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）」、「簡易な収入見込額の申立書（家計急変者用・申請者本人用）」と一緒にご提出ください。
○⑤の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。
※申請者本人の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①申請者と生計を同じくする方の属性をチェック欄（□）に『レ』の上、名前を記入してください。

☐ 父 母	☐ 祖 父 母	☐ 子	☐ 孫	☐ 曾 祖 父 母	☐ 曾 孫	☐ 兄 弟 姉 妹	☐ 配 偶 者
氏 名							

②令和 5 年 1 月以降の任意の月の収入（1 か月）の内訳及びその合計額を記入してください。

令和 年 月										注意事項	
収入内訳	給与収入 【a】									円	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入 【b】									円	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入 【c】									円	※公的年金収入がある場合に記入してください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額 （【a】＋【b】＋【c】）										円	※【a】～【c】の収入額の合計額を記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。 ×12

③②の収入合計額を12倍した金額を記入してください。

年間収入見込額										円
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

④①の方が生計を同じくし養っている親族の氏名を記入してください。【☆】

	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上（配偶者以外）の親族			フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上（配偶者以外）の親族
1				4		
2				5		
3				6		

⑤④でご記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算を行ってください。

④の人数にチェックしてください。		基準額	【要件チェック】	
レ	人数		i 左側で選択した基準額	円
	0人	3,725,000円	ii ④の○の数×60,000円	円
	1人	4,200,000円	(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
	2人	4,675,000円	収入基準額 (i+ii)	円
	3人	5,150,000円	V	
	4人	5,625,000円		
	5人	6,100,000円		
	人	円	年間収入見込額 (③)	円

※ 6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額を記入してください。
→【要件】③の年間収入見込額が収入基準額より低いこと。
※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額の申立書」（別記第10号様式）の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『レ』を入れていただき、氏名を記入してください。）

- ☐ 【要件】に該当します。 ☐ 収入額が分かる書類（給与明細書、年金額改定通知書等）を提出しています。
- ☐ 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- ☐ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料を他の行政機関等に求め、又は提供することに同意します。
- ☐ 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名 _____ ㊞ (※)

扶養義務者氏名 _____ ㊞ (※)

※自署（本人が手書きで記入）した場合は、押印は必要ありません。

簡易な所得見込額の申立書（家計急変者用）

○「簡易な収入見込額の申立書（家計急変者用・申請者本人用）」の【要件2】又は「簡易な収入見込額の申立書（家計急変者用・扶養義務者用）」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申立てしたい方の氏名を記載の上、その方の申請者からみた属性をチェック欄（□）に『レ』を入れてください。

氏名		属性	☐ 本人	☐ 父母	☐ 祖父母	☐ 子	☐ 孫	☐ 曾祖父母	☐ 曾孫	☐ 兄弟姉妹	☐ 配偶者
----	--	----	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	----------------------------	----------------------------	-------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

以下、上記の氏名の方についての必要な情報を記入してください。

A 「簡易な収入見込額の申立書」又は「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」の③欄の金額を記入してください。

年間収入見込額										円	
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

控除等



B Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額（12か月分）

養育費を記入した方										円	※養育費の20%の金額を記入してください。 ※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入してください。
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---

C Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額（12か月分）

給与収入を記入した方										円	※以下により控除額を計算の上、記入してください。
給与所得控除	①Aの額のうち給与収入分が65万円未満 → 給与収入分の全額 ②Aの額のうち給与収入分が65万円超162.5万円以下 → 65万円 ③Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% ④Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+18万円 ⑤Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+54万円										

D Aの年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）

事業収入又は不動産収入を記入した方										円	※Aを算出するための任意の1か月の事業又は不動産収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。 ※帳簿等の上記の経費が分かる書類をご提出ください。
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

E Aの年間収入見込額のうち、公的年金等収入に公的年金等控除の見込額（12か月分）

年金収入を記入した方										円	※以下により控除額を計算の上、記入してください。
公的年金等控除	65歳未満	①Aの額のうち年金収入分が130万円以下の方	→ 70万円								
		②" 130万円超410万円以下の方	→ 公的年金等収入分×25%+37.5万円								
		③" 410万円超770万円以下の方	→ 公的年金等収入分×15%+78.5万円								
	65歳以上	①Aの額のうち年金収入分が330万円以下の方	→ 120万円								
		②" 330万円超410万円以下の方	→ Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円								
		③" 410万円超770万円以下の方	→ Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円								

F その他の控除

控除名	a									円	e							円
()	b									円	f							円
()	c									円	g							円
()	d									円	h							円
()										円								
その他控除額合計 (a+b+c+d+e+f+g+h)										円								

※別添の「控除対象一覧表」のうち、当てはまるものの項番又は控除名を記入してください。
※控除が4つ以上ある場合は、一つの控除名の欄に、二つの項番又は控除名を記入してください。

G 社会保険料相当額

				8	0	0	0	0	円	※一律に8万円の控除となるため、記入不要です。
--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	-------------------------



H 各控除等の控除後の年間所得見込額

年間所得見込額	A	－	(	B	+	C	+	D	+	E	+	F	+	G)	円	
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	--

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

☐ 「簡易な収入見込額の申立書」 (申請者本人用)
収入基準Aの方

☐ その他の方

(2) 「簡易な収入見込額の申立書」 (申請者本人用又は扶養義務者用) 【☆】と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
レ	人数	
	0人	1,920,000円
	1人	2,300,000円
	2人	2,680,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,440,000円
	5人	3,820,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額を記入してください。

チェックしてください。		基準額
レ	人数	
	0人	2,360,000円
	1人	2,740,000円
	2人	3,120,000円
	3人	3,500,000円
	4人	3,880,000円
	5人	4,260,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額を記入してください。

(3) 「簡易な収入見込額の申立書」 (申請者本人用又は扶養義務者用) 【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2)で選択した基準額 _____ 円

i (2)で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の◎の数×150,000円 _____ 円

ii ☆の○の数×60,000円 _____ 円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)

iii ☆の○の数×100,000円 _____ 円

所得基準額 (i + ii + iii) _____ 円
V

所得基準額 (i + ii) _____ 円
V

年間所得見込額 (表面のH) _____ 円

年間所得見込額 (表面のH) _____ 円

→ 【所得要件】 Hの年間所得見込額が所得基準額より低いこと

【確認事項】 (各項目のチェック欄 (□) に『レ』を入れていただき、氏名を記入してください。)

☐ 【所得要件】に該当します。

☐ 控除額が分かる書類 (帳簿等) を提出しています。
(前ページのD欄を記入した場合のみ)

☐ 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が所得基準額を上回ることが明らかであるものではありません。

☐ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報、税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料を他の行政機関等に求め、又は提供することに同意します。

☐ 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名 _____ ㊞ (※)

扶養義務者氏名 _____ ㊞ (※)

※申請者が自署 (本人が手書きで記入) した場合は、押印は必要ありません。